

過労死防止基本法の制定に関する意見書

「過労死」が社会問題となり、「Karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。この間、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいにもかかわらず、過労死が労災であると認定される数はふえ続けている。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しているが、過労死を招いた企業の中には当該規制が十分に機能していない状況が見られる。

このことから、国は総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国におかれては、下記の内容を中心とする「過労死防止基本法」を早期に制定することを強く要望する。

記

- 1 「過労死はあってはならない」との国の宣言とあわせ、国・自治体・事業主は、その宣言の具現化を図ること。
- 2 過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

石川県金沢市議会議長 横越 徹